規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―四九（地域手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和五年三月二十七日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―四九―五六

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（給与法第十一条の六の規定による地域手当）	（給与法第十一条の六の規定による地域手当）
第五条・第六条　（略）	**第五条・第六条**　（略）
第七条　給与法第十一条の六第一項の人事院規則で定める職員は、別表第三第三号に定める起算日（以下この条において「起算日」という。）の前日まで引き続き文化庁地域文化創生本部に在勤していた職員であって、引き続き起算日から同号に掲げる官署に在勤する職員（当該前日まで在勤していた期間が相当の期間を超えないことを考慮して人事院が定める職員を除く。）とする。	（新設）
第八条・第九条　（略）	**第七条・第八条**　（略）
第十条　（略）	**第九条及び第十条**　（略）
別表第三　（第六条、第八条関係） 第六条の官署は次の各号に掲げる官署とし、第八条の起算日は当該官署の区分に応じ当該各号に定める日とする。 一・二　（略） 三　文化庁（特別区に所在する官署を除く。）　令和五年三月二十七日	**別表第三**　（第六条、第七条関係） 第六条の官署は次の各号に掲げる官署とし、第七条の起算日は当該官署の区分に応じ当該各号に定める日とする。 一・二　（略） （新設）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。